

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申出書

平成 年 月 日

庄原市長 様

申出人（土地所有者） 住 所 庄原市〇〇町-〇〇
氏 名 庄原 太郎 ⑤
電 話 △△-△△△△

次の農用地を農業振興地域整備計画の農用地区域 から 除 外
をしたいので申し出ます。 内の用途区分の変更

1 申出に係る土地の状況

土地の所在地		地目		土地利用状況 (生産状況)	面積 (㎡)	除外面積 (㎡)
町名・字	地番	台帳	現況			
〇〇町△△	123	田	田	不耕作	400	250
登記事項証明をもと に記入する					除外後の面積 は必要最小限 にとどめる	

- ほ場整備実施地区(地区名 〇〇地区ほ場整備事業実施 工事完了年度 S58年度)
□集落協定(中山間直接支払事業/多面的機能支払交付金事業)の有無 (有・無)

2 変更後の土地利用計画の概要

用途・施設等	■農家住宅 □一般住宅 □駐車場 □資材置場 □工場用地 □山林原野 □その他 ()
規模、構造 延床面積	住宅一棟 木造瓦葺 1階建 建築面積 150㎡ 車庫 1棟(2台分)30㎡、物置一棟 20㎡ 植栽等 50㎡ 合計所要面積 250㎡
変更後の使用者 (転用事業予定者)	住所 〇〇市△△町×× 氏名 庄原 一郎 (申出人との関係 長男)
工事計画	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日

3 変更理由（詳しく記入してください）

土地利用計画を変更しなければならない理由を明確かつ詳細に記述する

(1) 申出地を除外・変更する理由（事業の目的、必要性）

長男一郎は、現在〇〇市に妻と子供2人とアパートに住んでいますが、家族4人で住むのには手狭になっています。また、私も高齢になり、農業に従事することが困難になっており、一部の田については人に貸して耕作してもらっている状況です。息子も帰郷し、農業を行っていかうと考えておりますので、私の所有している土地に、息子たちが住む家を新築するため、申し出るものです。

4 関係法令の許認可手続きの状況

関係法令の手続き状況を選択し、○で囲む

農地法	<input checked="" type="radio"/> 協議済	・	<input type="radio"/> 協議中	・	<input type="radio"/> 協議予定		
都市計画法	<input type="radio"/> 協議済	・	<input checked="" type="radio"/> 協議中	・	<input type="radio"/> 協議予定	・	<input type="radio"/> 協議不要
その他	<input type="radio"/> 協議済	・	<input type="radio"/> 協議中	・	<input type="radio"/> 協議予定	・	<input type="radio"/> 協議不要

5 添付書類

位置図(現地案内図、住宅地図等)

公図の写し

土地利用計画図(配置図)

登記事項証明書（写し可）

※申出いただいた案件について、農用地区域の除外要件に該当しない場合や農業振興上影響のある場合、協議・調整が整っていないことが判明した場合は、他の案件の進捗に影響を与えますので除外できない場合があります。

※以降は、農振法第 13 条第 2 項による除外(宅地・駐車場等への農地転用のための除外)の場合に記入してください。

6 代替地の検討等

(1) 農用地区域のこの農地でなければならない理由

(当該申出地しか検討しなかった理由を含む)

農地以外の土地を探しましたが見つからず、農用地区域外の農地も検討しましたが、要件を満たさなかったため、やむなく農用地区域内の農地の中で集団性を失うことなく、住宅建設に適した当該農地を選定しました。

(2) 代替地の検討結果

土地の所在地	所有者	地目	面積 (m ²)	検討の経緯及び結果 (候補地とならない理由)
〇〇町△△1	庄原太郎	田	200	当該地は住宅を建築するには面積的にも小さく、道路にも接していないなど建築要件を満たす土地でないため、困難である。
〇〇町△△10	庄原太郎	田	800	当該地は、ほ場整備を受けた土地の中心であるため、転用は困難である。
〇〇町△△100	中本二郎	畑	400	当該地は、現在の住宅敷地の向かいに位置し、当該計画を進める上でも良好な場所ではあるが、地権者との折り合いがつかないため、断念した。

7 代替地以外の要件について、満たしているとする理由

(農地の集団化及び農作業の効率化等農業上の利用、担い手農業者による農用地の利用集積及び土地改良施設等への支障がないと判断した理由、土地改良事業の対象地である場合 8 年経過していることの確認等)

当該申出地は、ほ場整備実施地区ではあるが、工事完了後 8 年以上経過している上、集団農地の端に位置し集落にも接続しているため、農用地の集団性は保たれ、周辺農地の農業利用に支障がありません。用排水施設の整備も予定しており、周辺の土地改良施設への影響はありません。

農振法第 13 条第 2 項による除外について

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ②農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ⑤土地改良事業等完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過していること。

上記の 5 要件を満たす場合においてのみ、除外が可能です。